

## ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が、約10人に1人の割合で生まれています。特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされています。

しかし、早産や帝王切開など、母体の健康状態等により母親から十分な母乳が得られない場合があり、寄附された母乳であるドナーミルクを提供する母乳バンクの取組は、極めて重要です。

現在、我が国では、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が国内3か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供していますが、ドナーミルクの法的位置づけは定まっていません。また、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることや、ドナー登録に必要な問診等の業務負担がドナー登録施設の拡充を阻んでいることも課題となっています。

よって、政府は、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支えるため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置づけを一日も早く明確化すること。
2. ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナー登録時の検査等に対する支援を行うこと。
3. ドナー登録者を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア時など、周知機会の拡大を進めること。
4. 医療現場や国民に対し、ドナーミルクに関する正確な知識及びその重要性について、広く普及、啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年6月26日

枚方市議会議長 大地正広

〈提出先〉

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）